

都市再開発法

1. 案内情報

手 続 名：市街地再開発事業施行地区内における建築行為等に関する許可手続

手 続 根 拠：都市再開発法第66条第1項

手 続 対 象 者：市街地再開発事業の施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は重量が5トンを超える物件の設置若しくはたい積を行おうとする者

提 出 時 期：組合設立認可の公告、事業計画決定の公告等のあった後において、上記の行為を行おうとするとき

提 出 方 法：
手 数 料：
添付書類・部数：
申 請 書 様 式：
記載要領・記載例：

} 都道府県知事等が定める方法により許可申請を行う

2. 窓口情報

提 出 先：都道府県等の再開発担当課

受 付 時 間：都道府県等の再開発担当課にお問い合わせ下さい

相 談 窓 口：同上

3. 手続情報

審 査 基 準：都市再開発法第66条、都市再開発法施行令第24条

標 準 処 理 期 間：都道府県等の再開発担当課にお問い合わせ下さい

不 服 申 立 方 法：行政不服審査法の規定による